

保 健 所 事 業 概 要

平成 2 1 年版

東京都台東区

ま え が き

この事業概要は、平成 20 年度の保健所事業をまとめたものです。

平成 18 年度より開始したいきいき・たいとう推進プロジェクトのもとに、保健医療福祉の連携強化を進めてきましたが、平成 21 年 4 月、区立台東病院の開設を機に健康部が発足し、そのなかに保健所が位置づけられました。今後は保健医療福祉のみならず全庁的な連携強化を図り、健康づくりや健康危機管理対策の推進に取り組んでまいります。

健康づくり施策としては、平成 19 年 12 月に行った「たいとう健康都市宣言」にある「共助」の考えを重視し保健所を中心に様々な事業を進めており、いきいき若返りまつり、健康推進委員や体操サポーターによる活動など、地域に根ざした健康づくりの輪が広がっています。

医療制度改革による法改正のもと、平成 20 年 4 月に開始した特定健診・保健指導では、メタボリック症候群の予防を目的とし、食事・運動など生活習慣の改善を目指しています。

また健康危機管理対策としては、平成 20 年 11 月に「台東区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、全庁的な体制整備を進めてきました。21 年 4 月末に発生した新型インフルエンザ A/H1N1 への対応では、この計画をもとに、区長を本部長とする「台東区新型インフルエンザ対策本部」を設置し、関係機関と連携した万全の体制で取り組んでいます。

今後、さらなる保健所機能強化に向け、事業の充実を図ってまいります。関係の皆様には一層のご協力をお願いいたします。

平成 21 年 9 月

台東保健所長 高橋郁美

I 総 説

1 沿 革

年 次	主 要 事 項
昭和 6年10月	東京市下谷健康相談所を下谷区三ノ輪2-1に開設した。
12年 4月	保健所法が公布された。
12年～13年	東京市浅草健康相談所を浅草区山谷三丁目に開設した。
18年 7月	東京府、東京市を廃止、東京都制が施行された。
19年10月	下谷、浅草健康相談所が東京都下谷、浅草保健所と改称した。
22年 3月	下谷、浅草両区を統合して、台東区が発足した。
22年 9月	保健所法が全面改正され、保健所は、結核、性病その他の伝染病の蔓延、生活環境の極度の悪化に対応のため、公衆衛生機関として拡充強化された。
23年10月	保健所法の改正に伴い、下谷保健所が区の衛生課、浅草保健所が浅草支所の衛生課と併合し、保健所4課17係として発足した。
25年 8月	浅草保健所庁舎が花川戸1-14-16に完成し、分散業務を統合した。
26年 6月	下谷保健所庁舎が下谷1-2-11に完成し、分散業務を統合した。
40年 4月	地方自治法の一部改正により、結核健康診断、定期予防接種、そ族昆虫駆除、母子手帳の交付及び庁舎維持管理などの事務事業を区に移管した。
45年 7月	下谷保健所新庁舎が完成、歯科衛生相談室を新設して業務を開始した。
50年 4月	特別区の自治権拡充の一環として保健所業務が区に全面移管され、下谷・浅草保健所が台東区の保健所となる。 医務係が廃止され、医務の一部を保健所庶務係に移管した。
50年12月	公害健康被害第一種地域に指定、衛生部に公害補償係を設置した。
51年 5月	浅草保健所新庁舎が完成し、歯科衛生相談室を新設し業務を開始した。
58年 2月	老人保健法が施行された。
58年 4月	昭和50年保健所区移管の際、東京都に留保されていた特定建築物の届出の受理、立入検査業務のうち、3,000㎡以上5,000㎡以下の対象施設が区に移管された。
60年 2月	環境衛生、食品衛生、予防衛生などの試験検査を総合的に行うため、下谷保健所庶務課に検査センター（北上野1-8-8）を新設した。
60年 4月	保健所の衛生教育や衛生思想の普及、活動等の弾力的な対応を図るため、庶務課普及係を廃止し、課務担当主査を新設した。
63年 3月	公害健康被害第一種地域の指定が解除された。
平成 5年 4月	庶務課を廃止し、衛生課に庶務係を新設、検査センターは下谷保健所予防課に所管換えした。
5年10月	台東区健康都市宣言
9年 4月	地域保健法が全面施行された。

年 次	主 要 事 項
平成9年 4月	<p>下谷保健所と浅草保健所を統合して台東保健所を設置し、保健総務課、生活衛生課及び保健サービス課を新設した。</p> <p>旧浅草保健所には、浅草保健相談センターを設置した。合わせて、環境保健部の統合・整備により、課務担当主査（環境・食品衛生担当）、害虫駆除、母子保健及び基本健康診査等事業を保健所に移管した。</p> <p>保健サービス課に母子保健及び基本健康診査等を所管する保健推進係及び課務担当主査（生きいき健康づくり担当）を新設した。</p> <p>保健サービス課検査センターを保健総務課に移管した。</p>
9年 6月	<p>台東区健康センターが東上野4-22-8に完成、旧下谷・浅草保健所から移転し、台東保健所業務を開始した。</p>
9年 7月	<p>がんセット・健やか健診事業を開始した。</p>
10年4月	<p>環境保健部が廃止され、健康推進課の一部、福祉部及び高齢者福祉部を統合して保健福祉部が新設された。組織改正に伴い健康推進課の公害保健係及び健康推進課の健康づくり事業が保健総務課に移管された。</p> <p>保健サービス課の健康づくり担当を保健総務課に移管した。</p> <p>腸管出血性大腸菌O-157検査を制度化した。</p> <p>快適室内の環境づくり事業を開始した。</p>
11年4月	<p>保健総務課の医薬監視担当を生活衛生課に移管した。</p>
12年4月	<p>地方分権一括法の施行及び都区制度改革にともない、毒物劇物の取り締まりに関する法律及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務が都から移管された。</p>
14年4月	<p>健康相談、健診業務を統一的に実施するため、浅草保健相談センターを保健サービス課に統合した。</p> <p>保健福祉課の健康増進センターが保健総務課へ移管された。</p> <p>保健サービス課の健康推進係を成人保健係及び母子保健係に分離するとともに保健師を配属し、体制を強化した。</p>
15年3月	<p>都や警察、消防等と協力し広範な健康危機管理訓練である「ハザードシミュレーション2003台東」を実施した。</p>
15年9月	<p>鳥インフルエンザや、SARS等の新型感染症への危機感が高まったため、緊急対応訓練を実施した。</p>
17年4月	<p>狂犬病予防、動物愛護事務の所管を生活衛生課に変更した。</p>
17年7月	<p>自動体外式除細動器（AED）の操作が一般の人にも認められたことにともない、区内主要施設にAEDを設置した。</p>
18年7月	<p>親子のふれあいや子どもたちの情操教育を推進するため、3階オープンスペースに「すこやかとしょしつ」を開設した。</p>
19年4月	<p>保健所組織改正により保健総務課を廃止。</p> <p>保健総務課公害保健係が生活衛生課に移管。</p> <p>保健総務課検査センターが生活衛生課に移管。</p>

年 次	主 要 事 項
平成19年4月	上野健康増進センターが元気づくり課に移管。 施設管理全般について生活衛生課に移管。 保健サービス課（5階）が2階に統合。 地域医療課が本庁舎から健康センター（5階）に移転。
20年 6月	新型インフルエンザ流行の区独自の対策の必要性から 保健所職員に陰圧テント設置訓練、防護服着用訓練、図上訓練を実施。
20年11月	「台東区新型インフルエンザ対策行動計画」策定。
21年 2月	「新型インフルエンザを知ろう」を新聞折込として発行。

2 区内の概況

台東区は、東京都の東北部に位置し、東は隅田川を境に墨田区に、西は文京区に、南は神田川の一部を境に千代田区と中央区に、そして北は明治通りの一部を境に荒川区に接し、面積は、区部最小で10.08km²（区部の1.62%）である。

区の西部は、東京の北の玄関といわれる上野駅を中心に商店街が広がり、アメ横をはじめとする卸売、小売、飲食業が盛んで、付近には上野公園があるため管内の住民だけでなく、都民や地方から上京する人々にも広く憩いの場として親しまれ、自然と文化施設を提供している。JR、地下鉄、京成電鉄さらには東北・上越新幹線の上野駅もあり交通利便が良いため、本区を訪れる人は多い。

区の東部は、浅草寺を中心として発展した祭事・行事等の多い町で、浅草六区、浅草三業地などの歓楽街がある。江戸通り沿いには、文具、玩具、ひな人形、革製袋物履物の問屋街で、この南側、浅草橋駅付近には帽子、洋傘製造業が集中している。言問通りから浅草通りにかけてのかっぱ橋道具街は、全国的に飲食業の道具専門店街として知られる食器、厨房器具等の問屋街である。

区の東北部、明治通りを境に荒川区と接している地域は、いわゆる山谷の簡易旅館街となっている。

また、区内全域に寺社が多く、上野駅から雷門にかけては神具、仏具等の店が数多く存在している。この様に当区は、歴史と伝統に培われながら、下町特有の精神風土を醸成し、生活と産業の場が融合した独自の地域が形成され、活気ある地域社会として発展してきた。

人口は、平成21年1月現在165,205人である。昭和32年をピークに年々減少の傾向にあった人口は、平成10年あたりから増加に転じている。人口構成は、年少人口が9.5%、生産年齢人口が66.5%、老年人口が24.0%と少子高齢化が進行している。

人口密度は、16,389人/km²（東京都区部平均13,933人/km²）で、必ずしも居住環境には恵まれないが、自治組織等が発達しており住民の協力が得やすい土地柄である。

保健所は「地域保健法」の全面施行に伴い、行政区の合併から奇しくも50年目にあたる平成9年4月、下谷・浅草の両保健所を統合し「台東保健所」として地域保健の再構築に取り組むこととなった。このことにより、区全体を管轄する機能的な保健所の誕生と、また、浅草地区区民の健康増進のためのサービスを確保するため、浅草保健所跡地には、保健相談業務を主体とした浅草保健相談センターを設置し、区民に身近な健康増進サービスを行っている。